

(作成日：令和 2 年 3 月 31 日)
(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、マカオ向け輸出家きん肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 18 条に基づく適合施設の認定、第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

- (1) 「家きん肉」とは、鶏、あひる及び七面鳥の可食部位をいう。
- (2) 「マカオ向け輸出家きん肉」とは、マカオ向けに輸出される家きん肉をいう。
- (3) 「食鳥処理場等」とは、食鳥処理場又は食肉処理施設をいう。
- (4) 「認定食鳥処理場等」とは、4（2）によりマカオ向け輸出家きん肉取扱施設として認定された食鳥処理場等をいう。
- (5) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (6) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (7) 「設置者」とは、マカオ向け輸出家きん肉を取り扱おうとする食鳥処理場等の設置者をいう。
- (8) 「都道府県等」とは、都道府県、保健所設置市又は特別区をいう。
- (9) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長をいう。

3 輸出要件

(1) 認定食鳥処理場等

ア 食鳥処理場等は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。本要綱において「食鳥検査法」という。）に基づく食鳥処理の事業の許可（食鳥検査法第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理業者の認定を含む。）又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉処理業の営業許可を有し、かつ、食鳥検査法、食品衛生法等の関係法規が遵守されていること。

イ 食鳥検査法第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理業者にあつては、食鳥検査員又は食鳥検査法第 25 条第 2 項に規定する検査員による直接監督の下で食鳥検査が行われていること。

(2) 家きん肉

マカオ向け輸出家きん肉が、輸出検疫証明書の交付日から起算して、過去 21 日間鳥インフルエンザの発生のない地域に由来すること。

4 マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場等の認定手続

- (1) 設置者は、食鳥処理場にあつては別紙様式1により、食肉処理施設にあつては別紙様式2により、都道府県知事等宛て関係書類を添付して申請すること。
- (2) (1)による申請を受けた都道府県知事等は、内容を審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、証明書発行機関の公印を押印した登録書(別紙様式4。本要綱において「登録書」という。)を添付して別紙様式3により厚生労働省宛て報告する。なお、登録書に記載する施設番号は、アルファベット及び数字の組合せとし、定めた施設番号を申請者に連絡すること。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該内容をマカオ政府に通知すること。
- (4) (3)によりマカオ政府に通知をした後に、認定食鳥処理場等においてとさつ、解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書を添付された家きん肉は、マカオ政府により輸入が認められること。

5 マカオ向け輸出家きん肉の食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書の発行

(1) 食肉衛生証明書の発行手続

ア マカオに家きん肉を輸出しようとする者は、食肉衛生検査所等に別紙様式5-1による食肉衛生証明書発行申請書を提出し、食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、別紙ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム(本要綱において「輸出証明書発給システム」という。)又は電子メールにより申請を行う場合にあつては、別添1によることとする。

イ 食肉衛生検査所等は、検査に合格した家きん肉に対して、当該家きん肉の出荷時に別紙様式5-2により食肉衛生証明書を別添2「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。当該証明書の原本の複写及び関係書類は証明書発行の日から起算して1年間保管すること。

ウ 検査に合格した家きん肉を認定食鳥処理場等の外部の施設に搬出し、保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合は、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書が提出された後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。

エ 申請者は家きん肉の輸出に当たり、食肉衛生証明書の原本を当該家きん肉に添付して輸出すること。

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する家きん肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該証明書を返

納するものとする。

(2) 農林水産省動物検疫所の輸出検疫証明書の発行手続

ア マカオに家きん肉を輸出しようとする者（以下、この項において「申請者」という。）は、農林水産省動物検疫所に対し、別紙様式 6 の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条に規定する輸出検査申請書に食肉衛生証明書の写し又は輸出証明書発給システムにより食肉衛生証明書の申請を行っている場合は、食肉衛生証明書の証明日及び証明書番号（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、発行を申請した書面又は電子メールの写し）を添付して輸出検疫検査を申請すること。

イ 農林水産省動物検疫所は、マカオ向けに輸出が可能なものであることが確認できた家きん肉に対して、別紙様式 6 によりマカオが求める輸出検疫証明書を交付するとともに、原本の写しを保管する。

ウ 申請者は、家きん肉の輸出に当たり、輸出検疫証明書の原本を当該家きん肉に添付して輸出するものとする。

エ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する家きん肉について、ロットの再構成及び封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を農林水産省動物検疫所に返納するものとする。

6 定期的な確認

都道府県知事等は、食鳥検査員又は食品衛生監視員を年 1 回以上派遣し、3（1）に掲げる要件の確認を実施すること。

7 認定食鳥処理場等の除外等

(1) 都道府県知事等は、認定食鳥処理場等について、3 の（1）の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定食鳥処理場等から除外し、又は改善がなされるまでの間、当該施設からのマカオ向け輸出家きん肉に対する食肉衛生証明書の発行を停止する措置をとるものとする。

(2) 都道府県知事等は、（1）の措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、厚生労働省宛て報告すること。

8 変更の届出

都道府県知事等は、設置者又は都道府県知事等が登録書の内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、変更後の登録書により厚生労働省へ報告すること。

(別紙様式 1 食鳥処理場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名
法人にあってはその所在地、名称及び
代表者氏名
電話番号

マカオ向け輸出食鳥処理場認定申請書

マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場として認定を受けたく、下記により
関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食鳥処理場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
※日本語・英語を併記すること。
- 2 食鳥処理場設置者名
- 3 添付書類
 - (1) 施設の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食鳥処理場の組織及び責任体制等）
 - (2) 食鳥処理場の平面図
 - (3) 今後の輸出計画
 - (4) 輸出基準に適合した家きん肉を輸出するための区分管理等の手順書
 - (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 食肉処理施設設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名
電話番号

マカオ向け輸出食肉処理施設認定申請書

マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食肉処理施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

1 食肉処理施設の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）

※日本語・英語を併記すること。

2 営業者氏名

3 添付書類

- (1) 施設の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理施設の組織及び責任体制等）
- (2) 食肉処理施設の平面図
- (3) 今後の輸出計画
- (4) 輸出基準に適合した家きん肉を輸出するための区分管理等の手順書
- (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式 3 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

マカオ向け輸出家きん肉の取扱いについて

下記施設をマカオ向け輸出家きん肉を取り扱う施設として認定しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 食鳥処理場及び食肉処理施設の名称及び所在地（法人にあっては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類
 - (1) 登録書（別紙様式 4）及び申請を受けた設置者の提出書類
 - (2) 認定小規模食鳥処理業者の認定の場合にあっては、その検査体制

(別紙様式 4)

(Attached Registration)

マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場及び食肉処理施設
Slaughterhouse and Meat Processing Plant Handling Poultry meat for the Exportation to MACAU

都道府県、政令市または特別区 Prefecture, City or the District	公 印 Official Stamp
(和)	S A M P L E
(英)	
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority	
(和)	
(英)	

(認定食鳥処理場) Designated Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認 定 年 月 日 (西 暦) Designated Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(認定食肉処理施設) Designated Cutting plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認 定 年 月 日 (西 暦) Designated Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(別紙様式 5 - 1 食肉衛生証明書発行申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所

氏名

(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者の氏名：

所属部署：

担当者電話番号：

E-mail：

マカオ向け輸出家きん肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱うマカオ向け輸出家きん肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請します。

記

1 基本情報 (英語記載)

積荷マーク		
荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
食鳥処理場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	とさつ年月日	
食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	加工年月日	
動物の種類		

合計梱包の数（数量・単位）	
合計正味重量（Net weight）	Kg

2 明細情報（英語記載）

製品名	
-----	--

3 証明書の交付（受領場所）

- ☐ 郵送等による受領を希望
- ☐ 手交による受領を希望

STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
CHILLED/FROZEN POULTRY MEAT FROM JAPAN TO MACAU

No. :
DATE. :
(Day, Month, Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment)	(Shipping Marks)
(Consignor)	(Consignor Address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/processing plant)		

Date of Slaughter : Date of Production :

I hereby certify that:

- 1) The products were derived from poultry that passed ante-mortem and post-mortem inspection and were fit for human consumption.
- 2) The products were derived from poultry that were slaughtered under official supervision establishments and free from systemic contagious, infectious and parasitic disease at the time of slaughter.
- 3) The poultry were slaughtered, processed, cut and stored in an approved plant by the Japanese veterinary/health authority for export purpose.
- 4) The poultry have been slaughtered, processed, prepared and dressed hygienically under the conditions and control laid down in the laws and regulations of Japan in force.
- 5) The poultry meat was packed and transported under hygienic conditions.
- 6) The poultry meat has been subject to the testing programmes for veterinary drug residues and other toxic substances administered by the Japanese health authority. The results of the tests have not provided any evidence as to the presence of chemical/drug residues or toxic substances which could be harmful to human health.

Signature :

Name of inspector :

Official Title :

(Name of prefecture or city) :

日本国農林水産省
輸 出 検 疫 証 明 書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号

Certificate No.

申請者住所

Address of applicant

発行年月日

Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, No. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name & address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name & address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	The products were derived from the poultry which were originated from an area that had been free from Notifiable Avian Influenza (NAI) for past 21 days calculating from the date of issue of this certificate.



浮出しとすること。

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

別添 1

輸出証明書発給システム又は電子メールによる 食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、家きん肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 5-1 による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書の受取方法について、食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

別添 2

食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。
また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No.2200001 dated 31/1/2022)